

令和7年度第1回伊賀市健康づくり推進協議会 議事録

日 時：令和7年7月31日（木）午後2時～午後3時

場 所：ハイトピア伊賀5階 学習室2

出席委員：13名 竹澤委員、中井委員、内田委員、西口委員、坂本委員、林委員、河端委員、
西山委員、里中委員、藤森委員、釜井委員、富山委員、富岡委員

欠席委員：0名

事務局：4名 健康推進課長・健康推進課主幹（2名）、こどもの育ち支援課主幹兼母子保健係長

1. あいさつ

健康推進課長 あいさつ

2. 委嘱状交付

事務局：本来であれば、委員の皆様お一人お一人に委嘱状を直接お渡しするところですが、今回はお席に委嘱状を置かせていただいております。2年間よろしくお願ひします。

3. 委員紹介

事務局：委員の方は改選後、初めての顔合わせとなりますので、まず始めに自己紹介をしていただきたいと思います。団体名とお名前を順にお願いします。

4. 会長・副会長の選出

事務局：続きまして会長・副会長の選出にうつらせていただきます。会長・副会長は「伊賀市健康づくり推進条例」第13条第6項の規定により「協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。」となっております。どなたか立候補されたい方はいらっしゃいますか。

いらっしゃらないようでしたら、事務局から選出させていただきますよろしいですか。

では、会長を伊賀医師会の竹澤委員、副会長を伊賀市スポーツ協会の中井委員にお願いいたしたいと存じます。委員の皆様よろしいでしょうか。（拍手により承認）

改めまして、会長を竹澤委員、副会長を中井委員にお願いいたします。

会長 竹澤 千裕、副会長 中井 洸一

5. 会長あいさつ

6. 協議事項

事務局：協議に移らせていただく前に、この協議会は「伊賀市情報公開条例」第24条に基づき、会議の公開を行うこと、「伊賀市審議会等会議の公開に関する要綱」第8条に基づく会議録作成のため、録音をさせていただきますのでご了解いただきたいと思います。

また、「伊賀市健康づくり推進条例」第14条第2項の規定により「協議会は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。」となっております。本日は委員数13名のうち、出席者は13名であり、会議は成立していますことをご報告いたします。

竹澤会長におかれましては、「伊賀市健康づくり推進条例」第14条第1項の規定により、議長は会長があたることとなりますので、会議の進行を竹澤会長にお願いいたしまして議事に入りたいと思いますので、議事進行をよろしくお願ひいたします。

(1)健康づくり事業について 資料1

会 長 : それでは、事項書に基づき議事を進めていきます。協議事項(1)「健康づくり事業について」を議題といたします。事務局からの説明をお願いします。

事務局 資料1 説明

議 長 : 事務局からの説明がありました「健康づくり事業について」何かご質問・ご意見ございませんか。

委 員 : 特定検診と同時受診の大腸がん検診は、今年度も行うのですか。

事務局 : 今年度も国民健康保険の方での特定検診と大腸がん検診の同時受診で大腸がん検診の自己負担額を0円で受診いただけます。令和8年度までということで保険年金課からは聞かせていただいているのですが、確定ではないです。

委 員 : 大腸がん検診に関してですが、高齢者75歳以上の方に対しての助成を行っていくことは難しいですか。

事務局 : 同時受診で無料となるのは、40歳から74歳の国民健康保険の方が対象となっています。元々75歳以上の方については受診料が安く設定されていますので、今現在は無料とすることは難しいです。

委 員 : 前立腺がんについても男女の差があるので難しいということですね。

事務局 : はい。男女どちらも受けていただける大腸がん検診を無料とする検診に選択したということは聞いています。

委 員 : 歯周疾患検診の受診者数が減っています。年齢の設定が10歳刻みになっていて、70歳で受け損ねる方もいらっしゃると思うので、5歳刻みにされるという形はどうでしょうか。

委 員 : 75歳80歳に関しては、三重県の歯科医師会の方から後期高齢者健診というのを行っております。後期高齢者健診というのは、口腔内の検診だけでなく、口腔機能の低下についても見させてもらっていますので、例えば嚥下なども見させていただく検診を行っていますので80歳までは受診いただけます。

事務局 : 国で決まっている検診の年齢がこの10歳刻みの年齢になっております。令和7年度からは、歯周疾患検診の対象に20歳と30歳が追加されました。むしろもう少し若い時から、この検診の習慣を付けて、予防していきましょうという動きが強いと思います。

委 員 : 歯周疾患検診に関しては、働いておられる世代は検診を各企業で受けられるような形になってきています。大学生も大学で受けられますが、大学に行っていない人達をどうするんだということで、対象を追加していく形になってきたんだと思います。

委 員 : 乳がん検診はマンモグラフィーだけですか。

事務局 : 国がお勧めしている検診は40歳以上の方にマンモグラフィーをとることになっています。伊賀市は30代の方と授乳後の方を対象にエコーを集団で1回だけ実施をさせていただいています。

委 員 : マンモグラフィーとエコーを交互に行うが良いと言われていますが、市の健診としてそのように実施はできないですか。

事務局 : 高濃度乳腺の方はマンモグラフィーでは見えにくいということで、エコーで実施される場合もありますが、国の方針としては、原則40歳以上の方はマンモグラフィーにとなっています

ので、市の健診として行うとなると市独自で行うこととなりますので、現時点では対応は難しいです。

委員：在宅要介護者歯科健診ですが、これは介護を必要とされている方で、かかりつけの歯医者さんがいないということで要望されて、歯科健診を行い治療に入っていくって目的のものです。私も何度か行かせていただいています。家の衛生状態が酷いご家庭が多いのが現状です。そういったバックグラウンドも踏まえて市として知っておいていただきたいと思えますし、見守っていただきたいと思えます。

事務局：歯科健診の部分は私たちの健康推進課が担当になっていて、要介護者の方になると包括支援センターが担当になってきます。健診に行っていて、例えば虐待案件などが見つかるというケースもきっとあるかなと思えますので、ちょっと気になるなというお家で介入させてもらった方がいいなという場合は、私どもにご報告いただきましたら、包括と一緒に動いていきたいと思えます。

(2) 母子保健事業について 資料2

議長：それでは事項書に基づき協議事項(2)「母子保健事業について」を議題といたします。
事務局からの説明をお願いします。

事務局 資料2説明

議長：事務局から説明のありました「母子保健事業について」何か質問・ご意見ございませんか。

委員：新しい市長に変わってから、事業の名称や、力の入れ方が変わってきたのかなという思いを私はしています。子ども家庭センターなんでも相談ですが、6月から開始されて相談実績はどうですか。

事務局：広報やSNS・ホームページなどを通じましてPRをさせていただいておりますが、現時点での相談件数は一桁台となっております。

委員：相談が無いのが一番いいことですからね。

私も、子どものいじめSOSという相談窓口の担当をしています。親からの相談が多いんですけど、子どもの人権SOSという形でこの窓口へも電話があるかもしれませんし、子どもの抱えてる悩みでどこに電話していいのかわからないということもあると思えますので、気軽にというか、相談するところがあるという安心感を与えるためにも、このような体制作りは必要だと思います。相談件数の多い少ないだけが実績とは捉えてませんので、市や大人たちが子どもたちを見守って支えてるよという環境を作ってあげることが大事だと思ってます。

事務局：運用時間が9時から17時ということで、普段子どもたちが学校に行っている時間なので、そのあたりも検討が必要ではないかという話も出ております。ただ、今夏休みでもありますので、しっかりと周知をさせていただいて、子どもたちの目に届くようにしたいと考えております。

委員：課の中に発達支援係がありますが、発達支援や発達障害というは私も25年ぐらい前から存じ上げていますが、当時取り組みをされている方が非常に少なかったんですね。相談にあたる専門の方が少ないと思うのですが、伊賀市はどういう体制を取られていますか。専門の方は沢山いらっしゃいますか。

事務局：発達支援係の方に、現在のところ保健師が3名、保育士が2名、あと学校の教員の方が2

名、事務職が配置されておりますので、相談につきましては、教員や保健師の専門職が受けさせていただいております。あと、社会福祉法人名張育成会が運営する「いが児童発達支援センターいあろは」と共に問題を抱えるお子さんにつきましては、協議を重ねながら、その子に一番適した環境を準備できるようにしっかりと対応させていただいております。

委員：相談は多いですか。

事務局：相談件数は増加しています。

委員：産後ケアの宿泊型というのは、お宅に行ってケアをされているのですか。

事務局：入院設備のある医療機関へお願いをして、その病院へ宿泊をさせていただいて、お母さまの心身のリフレッシュを図っていただくものになります。

(3) 伊賀市自殺対策行動計画進捗状況について 資料(3)

議長：つづきまして、協議事項(3)「伊賀市自殺対策行動計画進捗状況について」を議題とします。事務局からの説明をお願いします。

事務局 資料3説明

議長：事務局からの説明がありました「伊賀市自殺対策行動計画進捗状況について」何か質問・ご意見ございませんか。

委員：30代40代の年代のグラフをみると、就職氷河期の生活の安定しない年代なのかなと感じました。伊賀市としてそういった方々への相談体制などはあるのですか。

事務局：生活困窮というところで、生活支援課で相談体制は整えていますが、相談に出向くことが難しいという方も沢山いらっしゃると思います。そのような方々を掘り起こしていくためには、行政を含め地域の方の見守りがないと、中々難しいと思いますので、気付くことができる支援が必要だと思います。直接的なアプローチが難しいという点があります。

委員：そうですね。子どもが引きこもりで、親が支えて生活をしているというケースも世の中には多々ありますし、そういった方の相談窓口として何かがあればいいと思います。

事務局：包括支援センターの方で、最初は親の介護の相談から入ったけれども、結局は生活全体の問題として生活支援課と連携をしながらというケースも非常に多いと思います。市として、連携を図って進めていくということが大切だと思います。

委員：自殺者が減らないですね。

事務局：そうですね、増えてしまっています。

委員：対策は取れないかもしれないですが、早めに気付いてあげられるよう気にして行動していただければと思います。

議長：それでは、事項4. その他の項で委員の皆様から何かございますか。全体を通して、何かございませんでしょうか。

委員：出前講座のまちの講師とはどのような方でどのような内容でお話をされているのか教えてくださいたいです。

事務局：健康づくり・栄養・歯科・助産師など地域で健康に関わる活動されている企業、団体や個人の講師にお声がけをしまして、講師登録をさせていただいております。費用は発生しますが、営

利目的ではないという前提で登録いただいています。

委員 : 今のご質問に関連しまして、介護高齢福祉課の事業になると思いますが、資料1-3にあります介護予防教室に関して、社会福祉協議会で一部委託を受けておりまして、同じように地区の方に講師登録をしていただいて、老人クラブなどに派遣させていただいているものがあります。2024年度の実績で、介護予防の出張教室・転倒予防教室・家族の介護教室など744件ということで沢山の方にご利用いただいています。2022年から1.5倍ほど増えていて、年々ニーズが増えてきている状況です。市の講師とも被るところも多いですが、地域に出向いてさせていただくと、身近なところで受けられるということで、効果があると思います。社協の拠点をを使って教室型として行っているものもありますが、そこまで行けない方もいらっしゃるので、地域の中で工夫をしながら取り組んでいくということは非常に大切だと思います。

委員 : まちづくり協議会で転倒予防講座をしていただいているのは知っていますが、伊賀市からの委託で社協さんがされているんですね。
認知症サポーターもですか。

事務局 : そちらは地域包括支援センターになります。

議長 : 他はよろしいでしょうか。
では、事務局からはどうでしょうか。

事務局 : 旅費請求書等提出がありましたら、事務局へお願いします。

議長 : では、これもちまして本日の協議事項は全て終了いたしました。議事の進行にご協力をいただきありがとうございました。

事務局 : 今年度の健康づくり協議会は協議内容がない場合、今回のみと考えています。
これもちまして、令和7年度第1回伊賀市健康づくり推進協議会を終了いたします。ありがとうございました。